

(スペイン民法)

司法書士 古閑次郎 (神奈川県司法書士会)

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/codigocivil.html> です。

(平成27年3月見直し修正)

第2編 第8章：所有権登記（簿）(Registro de la Propiedad)

第605条

所有権登記（簿）は、所有権および不動産上のその他物権に関する法律行為および契約の登記(inscripciones)または付記登記（記録）(anotaciones)を行うことを目的とする。

第606条

所有権登記（簿）に適法に登記または付記登記されていない所有権または不動産上のその他物権の権原（証書）は、第三者を害さない。

第607条

所有権登記（簿）は、不動産の状態または登記もしくは付記登記されている物権を調べることに知れたる利害関係を有する者に対して公開される。

第608条

登記または付記登記の対象たる権原証書、それらの方式、効果および消滅、所有権登記（簿）の管理の態様および登記の料金決定については抵当法の規定による。